平成２９年（フ）第８６６号
神戸市灘区原田通２－３－６　升田マンション202、住民票上の住所神戸市東灘区森北町７丁目19番27号
債務者　松尾　武志
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３号
徳島県名西郡神山町鬼籠野字喜来67番地１
債務者　大西　　衛
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　一義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
福島市大森字宮ノ前７番地28、住民票上の住所福島県相馬郡飯舘村飯樋字前田178番地
債務者　赤石澤一郎
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
三重県津市阿漕町津興843番地３　レオパレスＹＴ望203、前住所三重県津市高茶屋３丁目３番７号
債務者　三ツ森真美子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　夏美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３９号
三重県津市片田町22番地１
債務者　黒川　翔太（旧姓志戸岡）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　仁美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
津地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５０４号
相模原市中央区富士見２丁目５番６号　リッシェル相模原105
債務者　篠原　勝美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５３８号
相模原市緑区若柳1329番地　榎本ハイツＡ205
債務者　小山　省治（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３０号
愛知県豊田市宮上町７丁目50番地　ビラージ宮上96　201号
債務者　舟木　良雄
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
山形県南陽市宮内1242番地の13　コーポリバーサイド202号室
債務者　島貫　　輝
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１９５２号
札幌市北区屯田９条８丁目２番12―102号
債務者　上原子　仁
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４７号
札幌市豊平区平岸６条12丁目15番20―303号
債務者　木村　美里
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６１号
札幌市中央区南13条西７丁目１番16号　山鼻ハイツ303号
債務者　繁田　美香
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６６号
札幌市東区北11条東２丁目１番25―206号
債務者　手塚　美佳（旧姓伊藤・村田）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８０号
札幌市清田区北野６条４丁目１番７―201号
債務者　田中　尚美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１９３号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目14番８―206号
債務者　吉田　詩織
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５５号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番５―111号
債務者　春山　綾花
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７号
千葉県山武郡九十九里町片貝4102番地８　有料老人ホームｎａｎａはうす、申立時の住所千葉県大網白里市北今泉3696番地
債務者　本井　和代（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係